

2022年度

「日本語・日本文化研修留学生
(ウクライナ人留学生特例支援策)」の公募について

Q & A

※ このQ & Aは、「日本語・日本文化研修留学生（ウクライナ人留学生特例支援策）」募集要領等の内容の詳細について想定される問い合わせを中心に簡潔にまとめたものです。

2022年6月

(2022年6月2日版)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室

目 次

1. 基本的事項 2-3

- (1) 特段の配慮すべき事情とはどのような場合を指すのか。
- (2) 奨学金等の等とは何を指すのか。
- (3) 大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者しか対象にならないのか。
- (4) (大学推薦にて)すでに日本在住で「留学」以外の在留資格を持っている場合、一度帰国をして在留資格「留学」に変更してから再入国する必要があるか。
- (5) 大学として学生のアルバイト等を認めている場合、奨学金支給期間中、学生が奨学金を受給しつつ、アルバイトや仕事をすることは可能か。

2. 申請にあたって 4-5

- (1) (大学推薦にて)各大学の推薦可能な人数の上限はいくつか。
- (2) 「日本語・日本文化研修留学生コースガイド」に掲載されていない大学も推薦することはできるか。
- (3) (大学推薦にて)当募集に採用された場合、奨学金の支給開始月はいつか。
- (4) 当募集に採用された場合、どれくらいの期間奨学金を受給することができるのか。
- (5) 「ウクライナ、ウクライナの隣接国、中・東欧諸国のうち文部科学省が指定する国」以外の国に在住している者は申請対象となるのか。
- (6) 申請書類等の提出方法について、従来どおり電子データと紙媒体とでの両方の提出が必要か。
- (7) 申請書の署名欄は電子署名でも認められるのか。

1. 基本的事項

(1) 募集要項における「特段の配慮すべき事情」とはどのような場合を指すのか。

(答) 現下の情勢を踏まえ、例えば、戦禍により

・ウクライナ国内において日本語・日本文化を学ぶ環境が失われている

(大使館推薦募集要項 1. (3) ③ 大学推薦募集要項 1. (4) ③)

・日本語能力試験等を受験できない状態となっている

(大学推薦募集要項 1. (5) ②)

・ウクライナにある在籍(卒業)大学等が機能しておらず、書類入手ができない状態となっている

(大使館推薦募集要項 7. (注7) 大学推薦募集要項 5. (4) ①②の留意事項)

・帰国先のライフラインなどが改善しておらず、帰国できない状態となっている

(大使館推薦募集要項 1. (6) 大学推薦募集要項 1. (7))

などの事情が想定されます。

(2) 募集要項における「奨学金支給停止事項⑦他の奨学金等(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。」の「奨学金等」とは何を指すのか。

(答) 文部科学省を含む機関・団体等から生活費等を含む金銭的な支給のことを指します。

ただし、奨学金支給開始前の生活費や国内移動費に係る支援については、この限りではありません。

(3) 大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者しか対象にならないのか。

(答) 現下の情勢を踏まえた特例として、

・ウクライナにある在籍(卒業)大学等が機能しておらず、推薦書の入手が困難な場合

・今後大学間交流協定等を締結する予定のある大学から推薦を受けた場合

などの事情がある場合は、対象とすることとします。

(4) (大学推薦にて)すでに日本在住で「留学」以外の在留資格を持っている場合、一度帰国をして在留資格「留学」に変更してから再入国する必要はあるか。

(答) 一度帰国をする必要はありません。

しかし、研修コース開始日までに必ず「留学」の在留資格に変更していただく必要があります。

(5) 大学として学生のアルバイト等を認めている場合、奨学金支給期間中、学生が奨学金を受給しつつ、アルバイトや仕事をする事は可能か。

(答) 国費外国人留学生に関しては、生活上の心配なく勉学に専念してもらうため、生活費として給与(奨学金)を支給しておりますので、資格外活動許可を得て、貯金等を目的としてアルバイトをすることは、制度の趣旨から想定されておらず、推奨もしていません。ただし、学業に資するなどの理

由で大学が必要又はやむを得ないと判断した場合には、標準年限内での修了に支障がないこと、在留資格「留学」が保持できる範囲に限ること等にご留意いただいた上で、認めるようにしてください。なお、募集要項「4. 奨学金支給停止事項」に当てはまった場合、その時点で国費留学生の身分を辞退することとなります。

2. 申請にあたって

(1) (大学推薦にて) 各大学の推薦可能な人数の上限はいくつか。

(答) 原則として、1大学につき最大3名。

※通常の大学推薦における「推薦可能者数」とは別に設定

(2) 「日本語・日本文化研修留学生コースガイド」に掲載されていない大学も推薦することはできるか。

(答) 別途文部科学省にて設定する有識者による審査を実施します。

コースガイド未掲載の大学が推薦を希望する場合、6月8日までに文部科学省高等教育局学生・留学生留学生交流室まで事前にアンケートフォームにて御回答願います。

その後、6月20日までに候補者の推薦とあわせて留学生交流室へコースガイドを御提出ください。

(3) (大学推薦にて) 当募集に採用された場合、奨学金の支給開始月はいつか。

(答) 奨学金支給開始月は 2022年7月となります。(ただし、当該月の1日に大学に在籍している必要があります。なお、各大学のプログラム事情により、8月、9月、10月のいずれかから開始することも可能です。)

例) 別のプログラムで既に大学に在籍していた学生を、7月下旬から開始する日本語・日本文化研修留学生(ウクライナ人留学生特例支援策)に推薦する場合、当該学生が7月1日時点で大学に在籍していれば、7月分から日本語・日本文化研修留学生の奨学金が支給されます。

※希望奨学金支給開始月は(別紙様式1・2)推薦調書・推薦者一覧にて明記すること。

(4) 当募集に採用された場合、どれくらいの期間奨学金を受給することができるのか。

(答) 支給期間は奨学金支給開始月から 12か月間以内になります。

(5) 「ウクライナ、ウクライナの隣接国、中・東欧諸国のうち文部科学省が指定する国」以外の国に在住している者は申請対象となるのか。

(答) 文部科学省が指定する国以外の国からでも申請は可能です。ただし、左記の国から渡日及び帰国する場合は旅費対象外となります。

(6) 申請書類等の提出方法について、従来どおり電子データと紙媒体とでの両方の提出が必要か。

(答) 今回のウクライナ人留学生特例支援策については、全ての書類を電子データで御提出いただくようお願いします。

(7) 申請書の署名欄は電子署名でも認められるのか。

(答) 電子署名を可とします。(ただし申請者本人の署名であることを確認すること。)